

岩手県における建設工事従事者の安全及び 健康の確保の推進に関する取組

令和8年3月

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	<ul style="list-style-type: none"> ・ダンピング防止の取組について、県HP掲載の「県が締結する契約に関する条例早わかりガイド」において取組みを紹介 ・国からの下請契約の適正化に関する通知を受けて、県においても適切に対応するよう周知 ・請負代金内訳書に法定福利費を内訳明示する取組を促進 ・積算基準については、国の改定を踏まえ、最新のものを適用 ・資材単価の主要材料及び燃料類について、これまでは概ね5%以上の変動が生じた場合に単価改定を行ってきたが、近年の原材料費等の高騰の状況を踏まえ、令和5年4月より毎月単価改定を行っている ・労務単価については、国通知を踏まえ、年度末での前倒し適用を図っている ・設計図書と現場に不一致がある場合は、設計変更ガイドラインに基づき、適切に設計変更することとしている 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事関係者連絡会議等において、安全衛生経費の確保に関するリーフレットにより、周知 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度は「建設業とコンプライアンス」について、建産連会員及び建設業協会会員を対象に、13会場、二日間に分けてWEB研修会として開催し、建設業法・独占禁止法、改正建設業法等について重点的に周知を図っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・国保組合を活用した厚生年金並びに国保組合加入適用に向け、働きかけ手続きを行っている ・工事労務単価の請求並びに標準見積書に法定福利費と損料なども計上し、請求並びに支払はなければならないとした第3次・担い手三法が令和7年12月に完全施行されるため周知活動を実施 	岩手県建設労働組合連合会
建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・工期設定については、作業日数に準備・後片付け日数、連休等の日数を加算して算定しており、作業日数については、完全週休2日を考慮し土日休日を含んだものとしている ・工期延長については、受注者の責によらない場合は、必要日数を踏まえ適切に変更対応することとしている ・週休2日の拡大のため、令和6年2月より原則すべて発注者指定型の週休2日工事として発注し、令和7年度からは「週単位」の週休2日工事を導入している。また、週休2日に係る経費の適切な計上、工事成績評価及び総合評価での加点、週休2日普及促進キャンペーンを実施しており、週休2日促進DAYの設定については、令和7年度から毎週土日に現場を閉所することに拡大し、休日の確保に取り組んでいる ・施工時期の平準化については、地方公共団体における平準化の取組事例において公表されている5つの項目は、全て実施しているところであるが、今後も施工時期の平準化を意識した発注計画や債務負担の設定の推進を図っていく ・余裕期間については、特例措置であったものを積算基準に盛り込み、6か月までの期間において設定できることとして施工確保に取り組んでいる ・県HPにて、発注見通しを公表しているが、震災前は上半期下半期の年2回の公表だったところを震災後は年4回に拡大 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事関係者連絡会議等において、工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月に時間外労働規制が始まり、公共工事を対象とした週休二日制普及促進DAYを展開、年間を通じた第2・第4土曜日を一齐現場閉所、さらに、年間6(ろく)月(つき)は4回土曜閉所を目指す取組を展開。令和7年度は公共工事統一土曜一齐現場閉所(毎週)の取組を実施 ・令和7年度は「建設業とコンプライアンス」について、建産連会員及び建設業協会会員を対象に、13会場、二日間に分けてWEB研修会として開催し、建設業法・独占禁止法、改正建設業法等について重点的に周知を図っている 	岩手県建設業協会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
責任体制の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・国からの下請契約の適正化に関する通知を受けて、県においても適切に対応するよう周知しているところ ・施工体制台帳、施工体系図の作成状況、社会保険加入状況、書面による引き渡し検査の状況等を工事完成検査においても確認を行い、不備がある場合は成績評価において減点対象とすることで適切な対応への意識付けとしている ・国で行う施工体制に関する全国一斉点検とあわせて県においても点検を実施している ・国で行う下請取引実態調査について、問い合わせへの対応等協力している ・東北地方整備局との共催で、建設業法令遵守等講習会を開催し、建設業における取引の適正化を推進している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページにおいてパンフレットによる安全衛生に係る情報発信を行っている ・厚生労働省補助事業として、建設業労働災害防止協会において中小専門工事業者を対象とした指導等を実施 ・木造家屋等建築工事協議会等の活動支援 ・各種講習会等を通じて、労働安全衛生関係法令の周知徹底等を指導している 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度も「建設業とコンプライアンス」について、13会場、二日間に分けてWEB研修会として自ら主催するとともに、関係機関の研修会等への参加を促している ・国土交通省や全国建設業協会からの通知を踏まえ、会員に対して周知を図っており、本県業界における令和6年の労働災害発生状況は昨年に比べ減少している状況にあるが、死亡災害は増加しており、未だ高水準にあるため、安全衛生委員による経営者に対する安全衛生水準の向上と建災防による現場の安全管理という両輪でもって安全管理体制の水準の向上を図っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」及び「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育（建設従事者教育）」などの各種教育事業を通年で開催しているほか会員企業の中から安全指導者として27名を委嘱し、安全パトロールをを継続的に実施している ・「建設従事者教育」を実施した場合の県営建設工事に係る工事成績評価での加点措置や市町村への波及について、要望活動を実施している ・岩手県鉄筋業協会及び日本塗装工業会岩手県支部を指定団体として、団体から推薦された推進員が安全パトロール、集団指導、安全大会等で安全衛生活動を支援している ・ホームページへの情報掲載、広報誌「建設の安全」、安全週間等実施要領等の頒布、啓発用ポスター、パンフレット、のぼり等の作成により協会が推進する事業の普及を図っている 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年労働局へ要請の上、労働安全衛生関係に係る意見交換等を実施 	岩手県建設労働組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・国交省からの安全衛生活動に関する通達を受けて、会員へメールにより周知し安全意識の啓発を図っている 	建設産業専門団体東北地区連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設安全監理者講習会の開催(3/10)、墜落・転落災害防止対策オンライン研修の開催(30回) ・東北整備局の依頼で、令和7年度は1月30日にオンライン研修講師「建設業法令遵守講習会」 ・建設業の2024年問題対応、社労士による「建設業の2024年問題への対応」をテーマにWEBセミナー5回開催 	全国仮設安全事業協同組合

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
建設業者間の連携の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・労働基準監督署の関係機関等と連携した合同安全パトロールを実施している ・共通仕様書において、施工計画書に安全管理に関する項目を記載することを義務付けており、その中で定期的に安全研修・訓練等を行うこととしている。また、完成検査等において安全訓練等の実施状況を確認している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・発注機関と連携した現場安全パトロールの実施 ・厚生労働省補助事業として、建設業労働災害防止協会において中小専門工業者を対象とした指導等を実施 ・統括管理状況報告を通じた管理条項の把握および指導 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種安全週間等にあわせて、県内13支部において、発注機関、監督署と連携した合同現場安全パトロールを実施し、結果の検討会を開催している ・作業主任者技能講習、運転技能講習、特別教育、安全衛生教育等について、WEBを積極的に活用しながら継続的に実施しているほか、各地域における安全大会及び安全指導者の合同研修会を開催している ・安全管理士及び推進員が専門工業者に対して、安全衛生活動支援のための集団指導・技術研修会、パトロール及び個別指導を行っている 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設現場の労働災害をなくしようというスローガンのもと、厚生労働省委託事業 一人親方等に対する安全衛生教育支援事業と提携し、県内4地区において建設工事現場の安全パトロールを行っている 	岩手県建設労働組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・仮設安全監理者講習会3月10日盛岡市、墜落・転落災害防止対策オンライン研修30回開催 ・9月NEXCO東日本東北支社安全パトロール実施、安全研修 	全国仮設安全事業協同組合
一人親方等の安全及び健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事故発生状況報告時に一人親方等が被災した場合の該当有無を明記し、労働基準監督署へ情報提供を行うこととしている ・労働局からの要請に基づき一人親方等の安全及び健康の確保に関する通知について関係者への周知を図っている 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設業における労災発生状況とは別に一人親方等の災害状況を把握（令和6年度の一人親方等の全国の死亡災害：57人） ・建災防作成のリーフレットの活用により、安全衛生教育等への一人親方等の参加の働きかけを行っている ・ホームページにおいてパンフレットによる改正労働安全衛生規則に係る情報発信と関係団体を通じた周知 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業主任者技能講習、運転技能講習、特別教育、安全衛生教育等について、一人親方等を積極的に受け入れている。また、本部において、災害発生状況や安全衛生に関する基礎知識などの情報を提供している 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・労災保険特別加入団体を通じて労働基準監督署へ情報提供がなされることから、一人親方等が建設国保加入の際の条件化するなど特別加入の促進を図っている ・国の基本計画に則り、全建総連を通じ補助事業を活用し一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を図るため、一人親方従事者の現場訪問、パトロールを行い、事故の内容に訴える（県内4ブロックに県北、中央、沿岸、県南） 	岩手県建設労働組合連合会
一人親方の特別加入制度への加入促進等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・施工体制台帳により一人親方の保険の加入状況の確認及び特別加入制度の周知を図っている 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・一人親方等の労災保険特別加入制度への加入促進等に係るリーフレットの作成・配布 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・（公財）建設業福祉共済団の「建設共済保険」の取扱機関として加入促進を図っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県連の組合で一人親方等の労災保険加入が可能であることをホームページにて周知。また、特別加入制度の内容パンフ配布と加入に係る指導を行っている（岩手県連） 	岩手県建設労働組合連合会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・安全対策について積極的に取り組み、適切に記録が保管されている場合、工事成績評定において加点対象としている ・(再掲)労働基準監督署の関係機関等と連携した合同安全パトロールを実施している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・労働災害事例について、岩手労働局HPにて情報発信している ・労災かくしの防止について、岩手労働局HP等で情報発信している ・(再掲)統括管理状況報告を通じた管理条項の把握および指導 ・(再掲)発注機関と連携した現場安全パトロールの実施 ・(再掲)厚労省補助事業として、建設業労働災害防止協会において中小専門工事業者を対象とした指導等を実施 ・(再掲)木造家屋等建築工事協議会等の活動支援 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)各種安全週間等にあわせて、県内13支部において、発注機関、監督署と連携した合同現場安全パトロールを実施し、結果の検討会を開催している ・(再掲)「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」及び「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)」などの各種教育事業を通年で開催しているほか会員企業の中から安全指導者として27名を委嘱し、安全パトロールを継続的に実施している ・(再掲)「建設従事者教育」を実施した場合の県営建設工事に係る工事成績評定での加点措置や市町村への波及について、要望活動を実施している ・(再掲)岩手県鉄筋業協会及び日本塗装工業会岩手県支部を指定団体として、団体から推薦された推進員が安全パトロール、集団指導、安全大会等で安全衛生活動を支援している。 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)建設現場の労働災害をなくしようというスローガンのもと、厚生労働省委託事業 一人親方等に対する安全衛生教育支援事業と提携し、県内4地区において建設工事現場の安全パトロールを行っている 	岩手県建設労働組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)国交省からの安全衛生活動に関する通達を受けて、会員へメールにより周知し安全意識の啓発を図っている 	建設産業専門団体東北地区連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)仮設安全監理者講習会3月10日盛岡市、墜落・転落災害防止対策オンライン研修30回開催 ・(再掲)9月NEXCO東日本東北支社安全パトロール実施、安全研修(仮設組合) 	全国仮設安全事業協同組合
	建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・国や業界団体と連携のうえ講習会や現場見学会講習会(座学/実地研修)を実施している ・ICT活用工事の対象工種を拡大するとともに、国の積算要領を準用した費用の計上を行っている ・ICT活用工事に取り組んだ場合、成績評定での加点及び工事完成後にICT活用工事実施証明書を発行している(総合評価の加点対象) ・新技術等が活用され、効用があったと認められる場合は工事成績評定において加点評価している ・岩手県建設業協会経営支援センターと連携し、人材育成等を目的とする講習会を行っている ・現場の効率化や安全性について一層の向上を図るため、デジタル技術の導入経費の一部を補助し、建設DXを推進している
<ul style="list-style-type: none"> ・建設工事計画届の審査において、施工方法等についても指導 		厚生労働省岩手労働局
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業の技術者等を対象として、DX化すべき現場業務への導入、定着に関する研修会を開催するとともに、ICT建機、ドローン、3Dモデルなどの活用による実技研修への派遣などを行った 		岩手県建設業協会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)安全対策について積極的に取り組み、適切に記録が保管されている場合、工事成績評定において加点対象としている ・(再掲)労働基準監督署の関係機関等と連携した合同安 ・(再掲)共通仕様書において、施工計画書に安全管理に関する項目を記載することを義務付けており、その中で定期的に安全研修・訓練等を行うこととしている。また、完成検査等において安全訓練等の実施状況を確認している全パトロールを実施している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)労働災害事例について、岩手労働局HPにて情報発信している ・(再掲)労災かくしの防止について、岩手労働局HP等で情報発信している ・(再掲)発注機関と連携した現場安全パトロールの実施 ・(再掲)厚労省補助事業として、建設業労働災害防止協会において中小専門工事業者を対象とした指導等を実施 ・(再掲)木造家屋等建築工事協議会等の活動支援 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)各種安全週間等にあわせて、県内13支部において、発注機関、監督署と連携した合同現場安全パトロールを実施し、結果の検討会を開催している ・(再掲)作業主任者技能講習、運転技能講習、特別教育、安全衛生教育等について、WEBを積極的に活用しながら継続的に実施しているほか、各地域における安全大会及び安全指導者の合同研修会を開催している ・(再掲)「職長・安全衛生責任者教育」、「職長・安全衛生責任者能力向上教育」及び「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育(建設従事者教育)」などの各種教育事業を通年で開催しているほか会員企業の中から安全指導者として27名を委嘱し、安全パトロールを継続的に実施している ・(再掲)「建設従事者教育」を実施した場合の県営建設工事に係る工事成績評定での加点措置や市町村への波及について、要望活動を実施している ・(再掲)岩手県鉄筋業協会及び日本塗装工業会岩手県支部を指定団体として、団体から推薦された推進員が安全パトロール、集団指導、安全大会等で安全衛生活動を支援している 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)建設現場の労働災害をなくしましょうというスローガンのもと、厚生労働省委託事業 一人親方等に対する安全衛生教育支援事業と提携し、県内4地区において建設工事現場の安全パトロールを行っている 	岩手県建設労働組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)国交省からの安全衛生活動に関する通達を受けて、会員へメールにより周知し安全意識の啓発を図っている 	建設産業専門団体東北地区連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)9月NEXCO東日本東北支社安全パトロール実施、安全研修 ・(再掲)仮設安全監理者講習会の開催(3/10)、墜落・転落災害防止対策オンライン研修説明会の開催(30回) 	全国仮設安全事業協同組合

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・東北地方工事安全施工推進大会での表彰について総合評価における配置予定技術者の表彰実績の加点対象としている ・「いわて健康経営事業所」の認定及び表彰を県HPにて公表し、取組みを促進 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省と連携したメンタルヘルス対策に係る制度等の周知 ・ホームページにおいて安全の見える化事例集を掲載し周知を図る ・(再掲)労働災害事例について、岩手労働局HPにて情報発信している 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・メンタルヘルス対策として、安全施工サイクルを活用した建災防方式健康KYと無記名ストレスチェックを組み合わせて実施する方法の周知・普及に取り組んでいる ・災害に対して人が関わる要因「作業負荷、心身の状況、コミュニケーション」等に注目した「新ヒヤリハット」の普及を図っている ・安全衛生教育として、「建設業における熱中症予防指導員研修」を6月に開催した ・STOP!熱中症クールワークキャンペーン(5/1~9/30)を展開し、熱中症予防のパンフレット、ポスターの配布を行い、事業場全体への普及を図っている 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・建設国保組合の無料の「集団検診」で健診受診の促進と該当者には、特定保健指導を保険者として機能を発揮し、毎年度「漏れ健診」と特定保健指導の第1回目の面談も健診受付時に該当者と面談し進めている 	岩手県建設労働組合連合会
社会保険等の加入の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・契約書及び共通仕様書において、請負代金内訳書の様式に法定福利費の内訳を明示するよう義務付けており、元請・下請間においても同様に明示するよう指導 ・平成30年4月1日以降社会保険等に未加入の建設業許可業者を下請負人とするのを禁止しており、県ホームページで周知している ・(再掲)ダンプ防止の取組について、県HP掲載の「県が締結する契約に関する条例早わかりガイド」において取組みを紹介 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手労働局HPやリーフレットにて情報発信している 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)令和7年度は「建設業とコンプライアンス」について、建産連会員及び建設業協会会員を対象に、13会場、二日間に分けてWEB研修会として開催し、建設業法・独占禁止法、改正建設業法等について重点的に周知を図っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・中建国保への加入についてホームページにて紹介 ・(再掲)国保組合を活用した厚生年金並びに国保組合加入適用に向け、働きかけ手続きを行っている ・(再掲)工事労務単価の請求並びに標準見積書に法定福利費と損料なども計上し、請求並びに支払はなければならないとした第3次・担い手三法が令和7年12月に完全施行されるため周知活動を実施(岩手県連) 	岩手県建設労働組合連合会
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)足場工事を代表し「足場工事の安全衛生対策の項目の確認表」の作成、また、安全経費を内訳として明示するための標準見積書については国土交通省サイトに掲載、普及を促進 	全国仮設安全事業協同組合

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
建設キャリアアップシステムの活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・建設キャリアアップシステムの活用について、建設技能者の処遇改善及び中長期的な担い手の確保・育成を目的として、令和7年4月1日から原則全ての工事を対象として取り組んでいる ・建設業に従事する技能者の経験に応じた適正な評価や処遇改善、事務作業の効率化等を図るため、普及促進に向けた説明会を開催 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・国及び県のモデル工事の実施による課題や改善点について、アンケート結果に基づき業界と共有することとされているため、その状況を踏まえて円滑な運用など関係機関へ要望を行うとともに、各支部レベルにおいて具体的な運用の勉強会を開催する動きがあるため、建設業振興基金などと連携しながら、会員に必要な情報を提供していきたい ・建設業協会窓口では登録支援機関として会員を対象に支援をしてきたところであるが、本県において認定登録機関がない状況を踏まえ、令和5年4月から認定登録機関として登録支援を行っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・全建総連では2025年4月の大船渡山林火災の応急仮設木造住宅建設工事に従事する者はCCUSを登録義務として72名全員が登録し工事に従事をさせた ・公共性の高い現場もある応急仮設木造住宅建設における就労希望者には認定登録機関で登録・申請を進めています 	岩手県建設労働組合連合会
「働き方改革」の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・県内企業等における働き方改革の優れた取組事例をホームページで発信している ・優良事例については、いわて働き方改革アワードとして、表彰している ・ICT活用工事の推進と講習会等の実施、デジタル技術の導入経費の一部を補助し、建設DXを推進している ・フォーラム等による若者の入職促進への支援、建設業体験学習会等を開催による担い手確保の活動を実施している ・(再掲) 工期設定については、作業日数に準備・後片付け日数、連休等の日数を加算して算定しており、作業日数については、完全週休2日を考慮し土日休日を含んだものとしている ・(再掲) 工期延長については、受注者の責によらない場合は、必要日数を踏まえ適切に変更対応することとしている ・(再掲) 週休2日の拡大のため、令和6年2月より原則すべて発注者指定型の週休2日工事として発注し、令和7年度からは「週単位」の週休2日工事を導入している。また、週休2日に係る経費の適切な計上、工事成績評定及び総合評価での加点、週休二日普及促進キャンペーンを実施しており、週休二日促進DAYの設定については、令和7年度から毎週土日に現場を閉所することに拡大し、休日の確保に取り組んでいる ・(再掲) 施工時期の平準化については、地方公共団体における平準化の取組事例において公表されている5つの項目は、全て実施しているところですが、今後も施工時期の平準化を意識した発注計画や債務負担の設定の推進を図っていく ・(再掲) 積算基準については、国の改定を踏まえ、最新のものを適用 ・(再掲) 資材単価の主要材料及び燃料類について、これまでは概ね5%以上の変動が生じた場合に単価改定を行ってきたが、近年の原材料費等の高騰の状況を踏まえ、令和5年4月より毎月単価改定を行っており、労務単価についても、国通知を踏まえ、年度末での前倒し適用を図っているところ 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・各種講習会等において、時間外労働に係る上限規制等働 ・(再掲) 建設工事関係者連絡会議等において、工事の安全衛生に配慮した発注、安全衛生経費の確保き方改革関連法の周知を図るとともに、県内の主要経営者団体を通じて岩手働き方改革推進支援センターの活用を働きかける ・(再掲) 厚労省と連携したメンタルヘルス対策に係る制度等の周知 ・(再掲) 建設工事関係者連絡会議等において、安全衛生経費の確保に関するリーフレットにより、周知 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・週休二日制普及促進DAYの実施をはじめ、長時間労働への対応など、理事会や支部長会議の場において意識の向上に努めている ・働き方改革への取組みを進めるうえでの環境整備について、昨年度に引き続き関係機関に要望したところである ・令和6年4月の時間外労働規制の適用を受け、規制事項の周知徹底を図っている 	岩手県建設業協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・中建国保組合と連携し、「こころのサポートシステム」を導入し、無料の電話相談によるサポートや必要な方にWEBや面談によるカウンセリングを行っている ・働き方改革と併せ、メンタルヘルスと心のケアはどの世代も「心の負担」を抱える人が多い。ネット上の外部サイト「ココロボ」へのアプローチや、心身の健康づくりを支援するため、中建国保では電話による無料の「健康相談室」を開設し、気軽にチェックしてストレスをためないように推進している 	岩手県建設労働組合連合会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
労働安全衛生法令の遵守徹底等、墜落・転落災害防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・労働者の墜落を制止する器具の安全性の向上と適切な使用を図るため、「安全帯の規格」の全てを改正し、「墜落制止用器具の規格」として告示されたことを受けた適切な対応や足場やはしご脚立等からの墜落防止に係る制度改正内容等について関係者への周知やリーフレットの配架により安全対策の推進を図っている ・営繕工事においては、墜落制止用器具の費用を含めた環境安全費の計上分として単価を補正している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・フルハーネス型墜落制止用器具への更新を促進 ・建設現場に対する個別監督指導時に墜落制止用器具の適正使用の徹底を図る 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・フルハーネス型安全帯作業教育を開催(年3回程程度)しているほか、希望する事業場に直接赴いて特別教育を実施している。また、各種安全衛生教育のカリキュラムに組み込んで転落事故防止の意識啓発を行っている ・岩手労働局から示された「岩手版 第14次労働災害防止計画」においては、建設業における労働災害防止対策として「墜落・転落の防止に関するリスクアセスメント」に取り組む事業者の割合を85%以上とする指標(アウトプット指標)を設定することにより、死亡者数を15%以上減少させる達成目標(アウトカム指標)が示されており、この数値目標達成のため教育事業においては、希望する方がより受講しやすい地域にWEB配信を行うサテライト方式でのリモート講習を積極的に導入し、会員や各地域の要望に応えながら各講習会を開催している 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚労省委託事業の現場仮設足場手すり先行工法の調査診断200現場実施、木造建屋建築工事の現場足場の調査指導250現場実施、足場からの墜落転落災害対策オンライン研修開催30回 ・国土交通省東北地方整備局建政部-建設事業者を対象に1月30日オンライン研修講師 ・仮設安全監理者講習会3月10日盛岡市にて開催 	全国仮設安全事業協同組合
熱中症、騒音障害防止対策	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症予防について対策を呼び掛けるとともに、柔軟な工期延長や現場管理費の補正等を行うことを可能としている ・建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について、周知を行っている ・低騒音型の建設機械の使用の促進、工事評定における評価を行っている 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」の実施及びホームページによる周知、県政記者クラブへの投稿、全国安全週間(7/1~7/6)の周知に合わせた集団指導の実施 ・改正労働安全衛生規則による熱中症対策の周知 ・騒音障害防止ガイドラインのホームページへの掲載、関係団体へのリーフレットの配布による周知 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)安全衛生教育として、「建設業における熱中症予防指導員研修」を6月に開催した ・(再掲)STOP!熱中症クールワークキャンペーン(5/1~9/30)を展開し、熱中症予防のパンフレット、ポスターの配布を行い、事業場全体への普及を図っている 	建設業労働災害防止協会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
解体・改修工事における石綿ばく露防止対策等	<ul style="list-style-type: none"> ・石綿障害予防規則の改正(発注者から施工者への工事費用、工期等の配慮)について周知及びHPへの掲載を行っている ・建築物等の解体等工事を行う場合の石綿飛散防止対策について、大気汚染防止法に基づく必要な措置等をHPに掲載 ・事業者向け改正大気汚染防止法説明会の開催 ・工作物石綿事前調査者講習(県後援)のHPへの掲載及び関係団体への周知を実施 ・事前調査及び記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底に係る周知のほか岩手県土木工事共通仕様書において、事前調査及び記録の作成等について明記している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページへの掲載、関係者へのリーフレット配布による周知 ・事前調査結果に基づく現場指導、店社指導 ・建設工事関係者連絡会議等による周知 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物石綿含有建材調査者講習(一般)、石綿作業主任者技能講習、石綿取扱い作業従事者特別教育をそれぞれ通年で開催した 	建設業労働災害防止協会
	<ul style="list-style-type: none"> ・事前調査者の資格を取得し併せて石綿作業主任者講習を東京からのWEB講習を受け、改修工事をするにあたり手続きを行える用準備を整えている。調査者並びに石綿作業主任は県連役員が3名資格取得者があり、記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底に対し周知を図り、工事を受注している 	岩手県建設労働組合連合会
新興・再興感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・関係する県の方針等を踏まえて適切に対応する 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省の指示に基づき対応する 	厚生労働省岩手労働局
女性の活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県宮建設工事において快適トイレを導入している ・建設バックオフィスDX推進事業により、建設業の働き方改革を図るためのデジタル技術の導入に要する経費を補助している ・「いわて女性活躍企業等認定制度」やイクボスの普及促進により、認定企業及びイクボス宣言企業の増加を図り、女性をはじめ誰もが働きやすい職場環境づくりを推進している ・「いわて女性の活躍応援サイト」により女性活躍認定企業等の取組事例を紹介し、女性をはじめ誰もが働きやすい職場づくりを県内企業等に波及させている ・固定的性別役割分担意識やアンコンシャス・バイアスについての気づきや見直しを促す講演会等の開催により経営者層への意識啓発を行っている ・(再掲)工期設定については、作業日数に準備・後片付け日数、連休等の日数を加算して算定しており、作業日数については、完全週休2日を考慮し土日休日を含んだものとしている ・(再掲)工期延長については、受注者の責によらない場合は、必要日数を踏まえ適切に変更対応することとしている。 ・(再掲)週休2日の拡大のため、令和6年2月より原則すべて発注者指定型の週休2日工事として発注し、令和7年度からは「週単位」の週休2日工事を導入している。また、週休2日に係る経費の適切な計上、工事成績評定及び総合評価での加点、週休二日普及促進キャンペーンを実施しており、週休二日促進DAYの設定については、令和7年度から毎週土日に現場を閉鎖することに拡大し、休日の確保に取り組んでいる ・(再掲)施工時期の平準化については、地方公共団体における平準化の取組事例において公表されている5つの項目は、全て実施しているところですが、今後も施工時期の平準化を意識した発注計画や債務負担の設定の推進を図っていく ・(再掲)県内企業等における働き方改革の優れた取組事例をホームページで発信している ・(再掲)優良事例については、いわて働き方改革アワードとして、表彰している。 ・(再掲)建設キャリアアップシステムの活用について、建設技能者の処遇改善及び中長期的な担い手の確保・育成を目的として、令和7年4月1日から原則全ての工事を対象として取り組んでいる 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)建設業に従事する技能者の経験に応じた適正な評価や処遇改善、事務作業の効率化等を図るため、普及促進に向けた説明会を開催 ・労働者101人以上規模事業場に対する行動計画の作成支援、報告の指示 ・事業場に対する計画の遂行指導 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・女性が建設業界で働きやすい職場環境づくりを整えるため、アンコンシャス・バイアスをテーマとした講習会を開催 	岩手県建設業協会

国 基本計画(変更)の施策	具体的な取組内容	取組主体
増加する外国人労働者の労働災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・(再掲)共通仕様書において、施工計画書に安全管理に関する項目を記載することを義務付けており、その中で定期的に安全研修・訓練等を行うこととしている。また、完成検査等において安全訓練等の実施状況を確認している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・母国語による安全衛生教育の教材、掲示物の配布(厚生労働省本省ホームページ) 	厚生労働省岩手労働局
	<ul style="list-style-type: none"> ・外国人建設就労者に対する安全衛生教育を支援するため視覚教材を作成し、本部HPの専用サイトで公開している。対象言語はベトナム語、中国語、インドネシア語、英語(建災防) 	建設業労働災害防止協会
高年齢労働者の安全及び健康の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上事業によるパワーアシストスーツの補助等 ・(再掲)労働基準監督署の関係機関等と連携した合同安全パトロールを実施している ・(再掲)共通仕様書において、施工計画書に安全管理に関する項目を記載することを義務付けており、その中で定期的に安全研修・訓練等を行うこととしている。また、完成検査等において安全訓練等の実施状況を確認している 	岩手県
	<ul style="list-style-type: none"> ・「エイジフレンドリー補助金」の活用と合わせたガイドラインの取組指導 ・建設工事関係者連絡会議等による周知 	厚生労働省岩手労働局